

暮らしの税務相談

15

還付申告は、一定の要件を満たせば
5年前まで申告が可能です



年途中で退職してしまったことにより年末調整が受けられなかった方や、医療費や住宅ローン控除などがある方は、確定申告をすることにより所得税が返ってきます。この還付等を受けるための申告のことを一般に還付申告と呼んでいます。この還付申告書については提出期限が定められていないため、暦年終了後(翌年1月1日以後)5年以内であれば過年度のものでも提出することができます。

ただし、次の3つの要件を満たす必要があります。

① 確定申告書の提出義務者に該当していない人

「適用を受けようとする年」において「確定申告書の提出義務者」に該当していないこと。「確定申告書を提出する必要がある人」は、その時点で確定申告書を提出しないとペナルティとなってしまう。この「確定申告書を提出する必要がある人」とは以下のような方は該当していると考え下され。

A・事業所得や不動産所得がある人で所得税が発生する人

B・給与所得者で年間の給与収入金額が2,000万円を超える人

C・給与を1ヶ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

D・給与を2ヶ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える人

E・同族会社からの給与のほかにも利息や家賃等の支払を受けた人

F・災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

G・公的年金の受給者で源泉徴収をされた金額だけでは年間の所得税に満たない人。公的年金の受給者で公的年金、給与所得、退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

H・給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

② 「適用を受けようとする年」に係る「確定申告書」を提出していない人

いったん確定申告書を提出してしまうと、そのあと申告数字等が動く場合には

「更正の請求」や「修正申告」あるいは「訂正申告」といった別の手続きを踏むこととなり5年以内であれば還付請求ができるという対象ではなくなってしまう。「前に医療費控除を受けたものの、追加でその年の医療費の領収証が出てきた」といった場合はこれに該当することになり、今回お話をしている内容の要件には該当しません。

③ 受けようとする年の翌年1月1日から5年後の12月31日までに確定申告書を提出すること

「平成16年分」の医療費控除を受けようとする場合ならば、「平成17年1月1日から平成21年12月31日までの間に確定申告書を提出しないと時効になります。ただし、昔の確定申告をする場合には、毎年のように税制改正が行われていることに注意しなければなりません。定率減税や、高齢者控除、住宅ローン控除などは、その限度額や控除の割合が違ってきます。還付申告の際には過去にさかのぼって、その適用を受けようとする年の税法に沿った申告書を作る必要があります。

還付申告は要件さえ満たせばたしかに5年間できますが、過去の税制にあわせて確定申告書を作るのは、ちょっと大変です。やはり、所得税の確定申告は翌年3月15日までにやるように心がけて下さい。

監修：浦和税理士法人

「お客様の視点で考える」

発想とバイタリティで
深い関与を理想としています。

税理士業務

- ◎法人・個人の決算及び申告書類の作成
- ◎相続・贈与・譲渡等の申告書類の作成
- ◎各種税金に関する相談
- ◎税務関係の書類作成
- ◎税務調査の立会

会計業務

- ◎記帳代行
- ◎会計処理の指導及び相談
- ◎試算表作成

税理士

伊藤 信彦
荻原 岳志

浦和税理士法人

Tel 048(837)8555
Fax 048(837)8556

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸4-16-7
http://www.urawa-tax.com